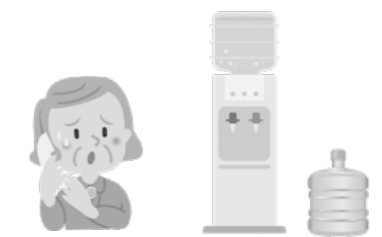


相談名	日時	場所	問い合わせ・申し込み先
弁護士相談	3月13日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 5日(火)午前8時30分～) 3月27日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 19日(火)午前8時30分～) 4月10日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 2日(火)午前8時30分～) 電予 ※いずれも先着6人・時間の指定はできません	市役所2階 A会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5566・(36)5881 ※市役所代表電話(33)3111では 予約できません
司法書士相談	19日(火) 午後1時30分～4時30分 (受付 11日(月)午前8時30分～)		
行政相談	14日(水) 午後1時30分～4時	安土コミュニティセンター 2階 相談室	人権・市民生活課 TEL(36)5881・FAX(36)5882
人権相談	14日(水)・28日(水) 午後1時～4時	市役所2階 A会議室	
福祉に関する相談・ 生活困窮の相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	市役所2階 福祉政策課窓口	福祉暮らし仕事相談室 TEL(36)5583・FAX(32)6518
職業相談 (求人票の配布、就職など にかかわる相談)	12日(火) 午前9時30分～11時30分	八幡子どもセンター	商工振興課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
	12日(火) 午後1時30分～3時30分	八幡東子どもセンター	
	月～金曜 午前8時30分～午後5時	ハローワークプラザ近江八幡	ハローワークプラザ近江八幡 TEL(33)8609
キャリアカウンセリング (仕事・働き方悩み相談) 予	22日(金) 午後5時～8時	アクティ近江八幡	商工振興課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
創業個別相談 予	3月4日(月) 午前9時～午後5時	安土町商工会	安土町商工会 TEL(46)2389 近江八幡商工会議所 TEL(33)4141
	4月8日(月) 午前9時～午後5時	近江八幡商工会議所	商工振興課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
農業相談	3月1日(金)、4月1日(月) 午前9時30分～11時30分	総合支所1階 消防司令室	農業委員会 TEL(36)5520・FAX(46)5320
介護者のつどい	21日(水) 午後1時30分～3時 ※高齢のご家族を介護されている人が対象	ひまわり館2階 研修室3	長寿福祉課 TEL(31)3737・FAX(31)3738
身体・知的障害者相談 員による相談会	13日(水) 午前10時～正午	ひまわり館2階 相談室B	障がい福祉課 TEL(31)3711・FAX(31)3738
目が見えにくい・ 見えない人の電話相談会	15日(金) 午前9時～正午	電話で相談を受け付けます	近江八幡市視覚障害者福祉協会 成澤さん TEL 090(1139)9801
教育相談	月～木曜 午前9時～午後4時30分 金曜 午前10時～午後5時30分 ※幼児・小・中学生とその保護者対象	教育相談室(マナビィ2階)	教育相談室(マナビィ2階) TEL(37)8877
滋賀で一緒に保育しよう! 保育のしごと相談会 予	15日(金) 午前10時～正午、午後1時～4時	滋賀マザーズジョブステーション (県立男女共同参画センター)	滋賀マザーズジョブステーション TEL(36)1831
看護職のための 出張就職相談 予	8日(金)・22日(金) 午前10時～午後1時		
一日年金相談所 予	4月11日(水) 午前10時～午後4時	市役所4階 第1委員会室	草津年金事務所お客様相談室 TEL 077(567)2220
心配ごと相談	月～金曜の偶数日(祝日を除く) 午後1時～4時	ひまわり館1階 相談室1	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(32)6111・FAX(36)6910
福祉の困りごと相談	月～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時	ひまわり館	
ボランティア・ 地域福祉活動相談	月～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時	ひまわり館	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(31)2677・FAX(36)6910
保護司相談	27日(水) 午後1時～4時	近江八幡・竜王更生保護サポ ートセンター(総合支所3階)	近江八幡保護区保護司会 TEL(46)3141(内線345)
税務相談 予	3月はありません 4月11日(水) 午前10時～午後4時	(公社)近江八幡納税協会 (近江八幡商工会議所2階)	(公社)近江八幡納税協会 TEL(33)4121・FAX(36)8415
相続等くらしの問題 行政書士無料相談	15日(金) 午後1時30分～3時30分	滋賀中央信用金庫本店	県行政書士会湖東支部(江南事務所) TEL(47)7517・FAX(47)8507
無料健康相談	5日(火)・11日(月)・19日(火)・27日(水) 午前9時～11時	滋賀八幡病院	滋賀八幡病院 TEL(33)7101・FAX(32)7725



ウォーターサーバーの契約にご用心!



【事例】

大型ショッピングモールで、「ウォーターサーバーとミネラルウォーターを今なら1か月無料、その後月額3,000円で利用できる」と声をかけられた。「長期間継続すればさらにお得」と勧められ、その場で契約してしまった。1か月利用したが、やはり必要ないと思い事業者に連絡したところ、ウォーターサーバーはレンタルではなく、分割払いで購入していたことがわかった。解約を申し出ると一括での支払いを求められた。

ショッピングモールや家電量販店などの特設会場で勧誘され、その場で契約してしまうケースがみられます。事業者に解約を申し出たところ、レンタル契約だと思っていたウォーターサーバーは

買い取りの場合や、レンタル契約でも一定期間利用しないと高額な解約料が発生する場合など、予期せぬ費用を請求されたという相談があります。また、自宅に届いたウォーターサーバーの設置場所が確保できない場合や、水の交換が一人でできないといった相談もあります。

契約前には自宅で管理・取り扱いができるか、本当に必要かどうかをよく考え、契約金額や内容、解約条件などをよく確認しましょう。契約する場合は、契約書を必ず受け取り、説明通りの内容であったかなどをその場で確認してください。

場合によってはクーリングオフができる可能性があります。困ったときは早めに消費生活センターにご相談ください。

消費者トラブルで困ったらご相談ください!

近江八幡市消費生活センター (人権・市民生活課内)
TEL(36)5566・FAX(36)5553

いやや
消費者ホットライン
188



Vol.12 「こころのサイン」に気づいて 3月は自殺対策月間です

近年ではさまざまな悩みを抱える人が増えています。今まで以上に自身や周囲の人の「こころのサイン」に関心を持ち、「こころの変調」や「自殺のきざし」に気付けるようにしましょう。



〇「こころのサイン」は自己と周囲の双方から見るのが大切です

自己チェックの例

- 毎日の生活に充実感がない
- 以前は楽しんでやれていたことが、楽しめなくなった
- わけもなく疲れたような感じがする

周囲がわかる変化の例

- 以前と比べて表情が暗く、元気がない
- 遅刻、早退、欠勤(欠席)が増える
- 趣味やスポーツ、外出をしなくなる

〇変化があれば、すぐにご相談ください

窓口相談 月～金曜日(祝日・年末年始除く)

市健康推進課	(33)4252	8:30～17:15
東近江保健所	(22)1300	9:00～16:00
県立精神保健福祉センター	077(567)5010	9:00～16:00

電話相談

滋賀いのちの電話	077(553)7387	金～月曜日 10:00～20:30
自殺予防いのちの電話	0120(783)556	毎月10日 20:00～翌日8:00 毎日 16:00～21:00

厚生労働省ホームページ
「まもろうよこころ」で検索または、
左記二次元コードからも相談できます。

健康推進課 TEL(33)4252・FAX(34)6612・HP 7129